

インターネットビジネスにおけるプライバシー保護に関する AICJ 提言

1. はじめに

技術の発展に伴って、ネットワーク上を流れる大量のデータを利活用し、新たな価値を生み出すことが可能となり、そのような大量のデータ、いわゆるビッグデータ、オープンデータの利活用にどのような可能性が秘められているのかということについて、多くの議論や研究がなされている。その一方で、個々のデータには個人によるサービス利用のログや端末の位置データが含まれることに着目して、その取扱い如何ではプライバシー上の懸念が生じる可能性があるとの問題意識から、官公庁等において研究会等が組成され、プライバシー保護に関する提言が取りまとめられるなどしている。それらの提言は、EUのような包括的なプライバシー保護に関するルール形成を志向するものもあれば、産業分野毎にケースバイケースのルール形成を志向するものもあるように、その内容において必ずしも軌を一にするものではない。しかし、技術が急速に発展し、新たなデータの生成、利活用方法が生まれる可能性を秘めるインターネットビジネスの領域においては、固定的なルールはすぐに陳腐化することや、技術水準やデータ分析実務を知らずにルール作成ができない。これらに照らすと「マルチステークホルダープロセスによるルール形成」が、最も社会と調和した適切なプライバシー保護を実現する方策であると考えられる。そこで、将来の「マルチステークホルダープロセスによるルール形成」も見据えて、インターネットビジネスにおけるプライバシー保護の在り方を提言する。

2. インターネットビジネスにおけるプライバシー保護の在り方

インターネットビジネスにおいてビジネスと調和したプライバシー保護を実現するため、事業者において実践すべき方策は、以下の通りである。

◆マルチステークホルダープロセスによるルール策定

法規制よりもフレキシブルで実効性のあるプライバシー保護を実現する手段として、実務の中心にいる事業者を中核として、消費者や有識者といった様々な利害関係者による検討を行い、参加者各々が責任をもって合意することでルール形成を行うマルチステークホルダープロセスを最大限活用する。

マルチステークホルダープロセスにおいては、ユーザーのセキュリティを十分確保しつつ、データの利活用とユーザーのプライバシー保護のバランスによるユーザーの便益を実現する方法について実務を意識した検討を行う。必要に応じて、プライバシー配慮の観点からの措置の実施方法も検討の対象とする。また、マルチステークホルダープロセスにおける合意内容は、適宜、プライバシーポリシーに反映させることとする。当該プロセスにおいては、例えばデバイスごとに細分化した複雑なルールとなることを避け、将来の技術革新に柔軟に対応できるよう、より簡明でルールの適用結果について予測可能性のある汎用的なルール作りを目指す。更に、マルチステークホルダープロセスにおいては、インターネットに対する規制が技術革新やサービスの実現に及ぼす影響についても検討し、適宜提言を行うことも目指す。

行政は、このマルチステークホルダープロセスにおいて、オブザーバーとして、ルール全体が一貫性を保ち、実効性あるものとなるようにプロモートする役割を担うべきである。

◆プライバシーポリシーの制定・掲載

日本では、個人情報保護法に基づき閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」において事業者が定めるべきものとされている。そこで、よりユーザーに分かりやすく、透明性の高いプライバシーポリシーを制定し、技術や社会の進展に応じた見直しと改訂を行う。制定したプライバシーポリシーは、サービスを利用するユーザーがいつでも確認できるように、ウェブサイトの適切な場所に掲載し、ユーザーが閲覧を希望する際に容易に到達することができるように、適宜のページからプライバシーポリシーを掲載したページへのリンクを設定する。

◆プライバシー配慮の観点からの措置の実施

各サービスの提供に伴い、サービス毎に、ユーザーから取得する情報の種類、情報取得の方法、情報取得後の管理の方法(識別子を基準として「名寄せ」を行うか等)、取得した情報の利用方法(第三者への開示、提供するか否か等)を総合的に勘案して、ユーザーの便益を実現する観点からプライバシーに対する影響の度合いを評価する。評価の結果に基づいて、同意の取得、利用目的のうち重要なものの提示、オプトアウトの機会の提供や利用者からの求めに応じたデータ消去等、ユーザーのプライバシー配慮の観点から必要と思われる対応を検討する。これにより、ユーザーにとって真に意味のある情報のコントロールの在り方を求めるものとする。

◆オプトアウト手段の提供の検討

ユーザーの意思の尊重の観点から、行動ターゲティング広告その他個人を識別することはできないものの、場合によってプライバシー上の懸念が生じ得る情報の利用に関しては、ユーザーの「情報の利用を望まない」という意思を反映するためのオプトアウト手段を適宜提供することを検討する。

以上